

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岐阜県高山市総和町二丁目32番地

氏 名 株式会社高橋商店
代表取締役 劔田 豊

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県飛騨県事務所長 小島 光則



許可の年月日 令和 5年 4月11日
許可の有効年月日 令和10年 4月10日

1 事業の範囲

(1) 中間処理（圧縮）

廃プラスチック類（金属に付着したものに限る。）、木くず（金属に付着したものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（金属に付着したものに限る。）、がれき類（金属に付着したものに限る。）

上記5品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 5種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 中間処理（圧縮・結束）

紙くず

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類：圧縮施設

設置場所：岐阜県高山市松本町232-1、232-7、232-8、239-3

設置年月日：平成14年12月18日

処理能力：

廃プラスチック類（金属に付着したものに限る。）、木くず（金属に付着したものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（金属に付着したものに限る。）、がれき類（金属に付着したものに限る。）

84t/日（10.5t/時間）

上記5品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 5種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 種類：圧縮・結束施設

設置場所：岐阜県高山市国府町三川字日焼221-1、222-1、223-1、225-1、226、227、228

設置年月日：令和3年8月7日

処理能力：紙くず

121.52t/日（15.19t/時間）

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

許可番号 02121050609

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成15年	4月11日	産業廃棄物処分業許可（新規）
平成18年	12月1日	産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成20年	4月11日	産業廃棄物処分業許可（更新）
平成22年	6月1・8日	産業廃棄物処分業変更届（書換）
平成25年	4月11日	産業廃棄物処分業許可（更新）
平成30年	4月11日	産業廃棄物処分業許可（更新）
令和3年	8月16日	産業廃棄物処分業変更届（書換）
令和5年	4月11日	産業廃棄物処分業許可（更新）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 ・ 無